

報道機関 各位

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

2月21日以降の市公共施設の利用等について

市では、令和5年2月20日開催の東久留米市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、市公共施設の利用については、下記の通りといたします。

※なお、この取り扱いについては、今後、感染防止対策全体の方針のもと、適宜見直しを行います。

【対象期間】 令和5年2月21日（火）から5月7日（日）まで

【対応方針】

市主催のイベントは、人数上限、収容率に沿った開催とします。

「大声（歓声や声援等）あり」「大声なし」にかかわらず、「感染防止安全計画」等の策定・実施を前提に、収容定員まで可とします。

不特定多数が参加できるイベントについては、十分な人と人との間隔（最低1m）を確保する場合は人数上限なしとし、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する場合は5,000人まで入場可とします。ただし「感染防止安全計画」を策定した場合は人数上限なしとします。

各公共施設（屋内・屋外）の利用は通常通りとします。

報道機関 各位

【市公共施設の利用の際の注意事項】

令和5年2月21日から3月12日まで

引き続き施設の利用に当たっては、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用（国・都の対応方針の遵守）、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請します。

令和5年3月13日から5月7日まで

引き続き施設の利用に当たっては、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、必要に応じたマスクの着用（国・都の対応方針による）、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請します。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

ページ名：新型コロナウイルス感染症に伴う市公共施設の利用について

URL：<https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html>